
第Ⅲ期

鎌倉市特別支援教育推進計画

令和7年度～令和9年度

令和7年（2025年）3月

鎌倉市教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 鎌倉市特別支援教育推進計画策定の趣旨と
第Ⅲ期鎌倉市特別支援教育推進計画策定までの経緯 3
- 2 計画の位置付け（他の計画との相関図） 4
- 3 計画の期間と基本的な考え方 5
- 4 計画の基本目標 6

第2章 第Ⅱ期計画を振り返って

- 1 第Ⅱ期計画実施内容と今後の方針一覧 9
- 2 第Ⅱ期計画の成果と課題
基本目標1 特別支援教育の構築 11
基本目標2 人材の育成 17
基本目標3 共生社会の実現を目指した連携体制の構築 19

第3章 具体的な計画と推進

- 1 第Ⅲ期鎌倉市特別支援教育推進計画体系図 23
- 2 施策と具体的な取組
基本目標1 特別支援教育の構築 24
基本目標2 人材の育成 28
基本目標3 共生社会の実現を目指した連携体制の構築 29

第4章 用語解説・関係資料等

- 1 関係資料 33
- 2 用語解説 37
- 3 関係する計画・プラン・大綱など 41
- 4 条約等の抜粋 42
- 5 鎌倉市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱 44
- 6 鎌倉市特別支援教育推進計画策定委員会スケジュール 45
- 7 平和都市宣言、鎌倉市民憲章 46

第 1 章

計画策定にあたって

1 鎌倉市特別支援教育推進計画策定の趣旨と

第Ⅲ期鎌倉市特別支援教育推進計画策定までの経緯

(1) 鎌倉市の特別支援教育

鎌倉市の特別支援教育は、共生社会の実現を目指し、障害のあるなしにかかわらず、すべての児童生徒の自立や社会参加に向けて、主体的で連続性のある学びを支援する視点に立ち、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握して、個に応じた適切な指導や支援を行うものです。

(2) 第Ⅲ期鎌倉市特別支援教育推進計画策定までの経緯

鎌倉市では、昭和29年(1954年)に小・中学校に特別支援学級(当時の特殊学級)を、昭和45年(1970年)に通級指導教室を設置して以降、「鎌倉市教育大綱」、「かまくら教育プラン」、「鎌倉市の特別支援教育に関する考え方」等に基づき、特別支援教育の充実に取り組んできました。

近年になり、支援の必要な児童生徒の教育的ニーズの多様化や、地域との連携、切れ目ない支援体制の整備といった新たな課題が出てきたことを踏まえ、従来の特別支援教育のあり方を整理・検証し、鎌倉市における特別支援教育を充実させ、安定的で持続可能な体制の構築を目指すため、平成31年(2019年)に「鎌倉市特別支援教育推進計画」を策定し、これを計画の第Ⅰ期として小・中学校における特別支援教育体制整備のための様々な取組を行いました。

これまでの間に、第Ⅰ期の取組の検証の結果と、平成31年(2019年)4月に施行された「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を踏まえ、第Ⅱ期鎌倉市特別支援教育推進計画(以下、「第Ⅱ期計画」という。)に基づく各種の取組を行ってきたところですが、インクルーシブ教育のいっそうの推進といった今日的な課題の克服と、鎌倉市の特別支援教育の更なる発展を目指し、第Ⅲ期鎌倉市特別支援教育推進計画(以下、「第Ⅲ期計画」という。)を策定します。

鎌倉市共生社会の実現を目指す条例(平成31年(2019年)3月25日条例第32号)より抜粋

「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまる日本国憲法第13条は、個人の尊厳及び幸福追求権について規定しています。私たちの年齢、性別、性的指向や性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などは、それぞれ異なります。多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会が、私たちの目指す共生社会です。

近くにいる人の生きにくさに思いをめぐらせてみましょう。

自分らしく生活したくとも、多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、生きにくさや居心地の悪さを感じる人がいます。「ふつう」や「当たり前」の意味は人によって違うからです。互いの違いを思いやり、配慮することで、人はみな、共に生きられます。目に見える事物はもとより、目に見えない、あるいは言葉にできない生きにくさに気づくことが、共生社会への一歩となります。

私たちは、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を、鎌倉市において実現するために、この条例を制定します。

第6条 市、市民及び事業者が、基本理念にのっとり、共生社会の実現を目指すに当たり、市は、次に掲げる施策(以下「基本的施策」という。)を講ずるものとする。

(1) 共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図るための次に掲げる施策

ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう意識の形成を行うこと。

(4) 共生の地域づくりを活性化させるための次に掲げる施策

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

エ 支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上すること。

2 市は、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取組むものとする。

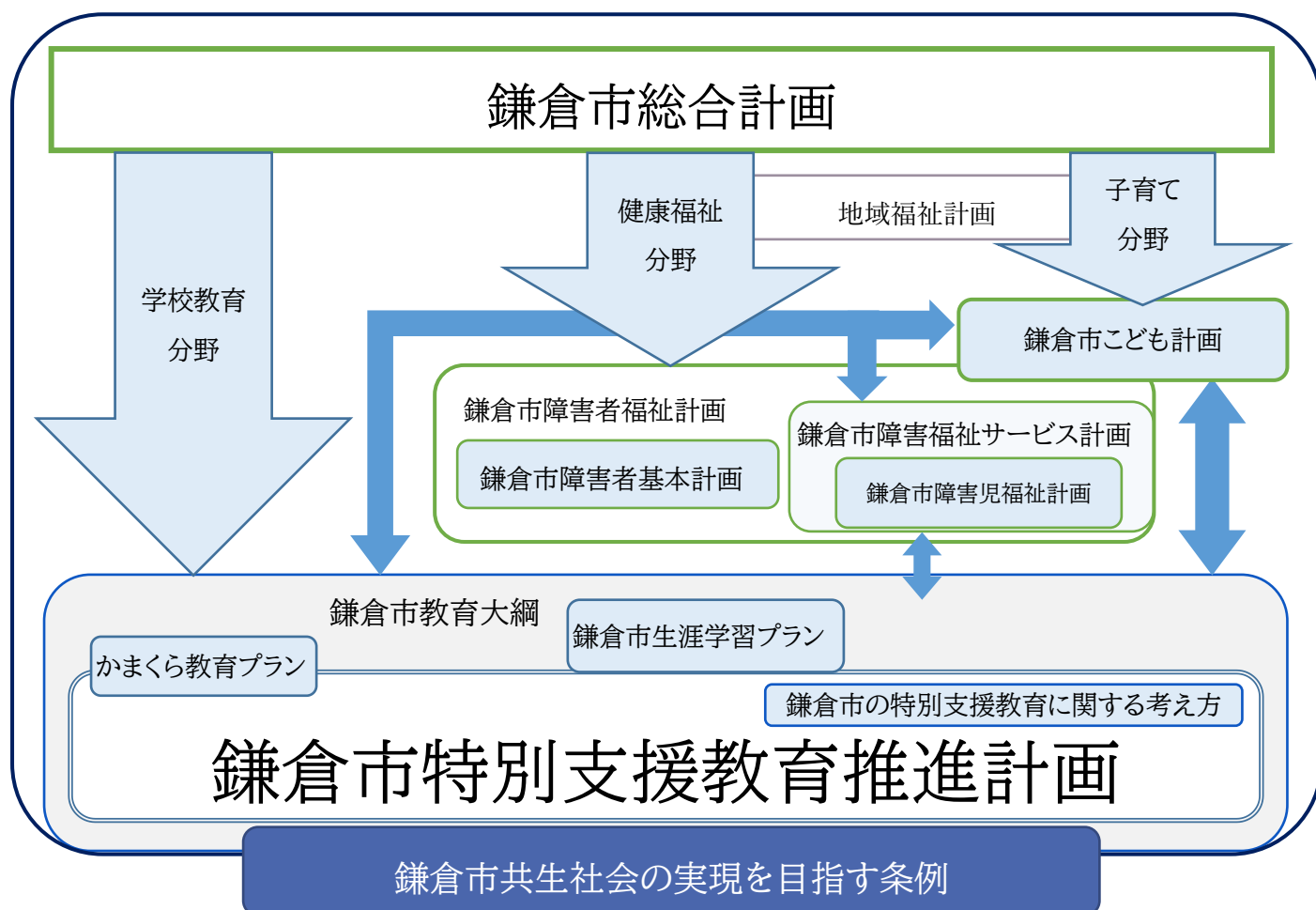
（３）鎌倉市特別支援教育推進計画策定の目的

鎌倉市特別支援教育推進計画は、次の3つを目的として策定します。

- ① 「鎌倉市の特別支援教育」の考え方について、市民全体の理解の促進を図る。
- ② 市立小・中学校において、児童生徒が自己の能力を十分発揮できるような合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実と、関係機関との連携による切れ目ない支援が行える体制を確立する。
- ③ 児童生徒への理解を促進し、授業における指導内容・方法の充実を図る。

2 計画の位置付け（他の計画との相関図）

鎌倉市特別支援教育推進計画は、図のように位置付けられる。



鎌倉市特別支援教育推進計画は、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」と理念を同じくし、共生社会の実現を目指した支援教育の充実を図るものです。「鎌倉市教育大綱」、「かまくら教育プラン」、「鎌倉市生涯学習プラン」、「鎌倉市の特別支援教育に関する考え方」といった学校教育分野の各計画に基づき、「鎌倉市総合計画」とその健康福祉分野の個別計画である「鎌倉市障害者基本計画」、「鎌倉市障害福祉サービス計画」、子育て分野の「鎌倉市こども計画」等、他の計画との調和を図り、鎌倉市の特別支援教育に関する施策と目標、具体的な取組を明示します。

＊「かまくら教育プラン」「鎌倉市生涯学習プラン」は令和7年度中に「教育振興基本計画」として整理していく予定です。

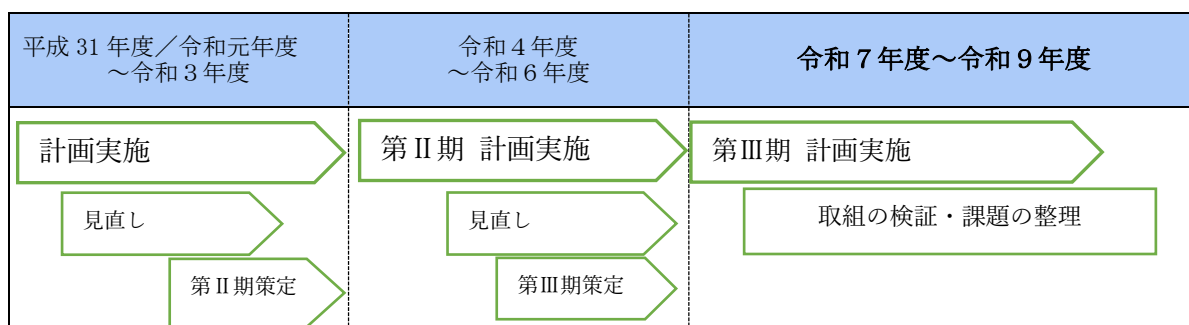
3 計画の期間と基本的な考え方

計画を進めるにあたり、計画の期間と基本的な考え方を次のように定めます。

(1) 計画の期間

計画の期間は3年間とします。第Ⅲ期計画は、令和7年度から令和9年度とし、毎年取組を振り返り、課題を整理しながら進めていきます。

【鎌倉市特別支援教育推進計画策定・実施計画】



(2) 計画の基本的な考え方

鎌倉市特別支援教育推進計画は、次の点を考慮した計画となるよう策定します。

- ① 鎌倉市が行うこと、学校が行うこと、地域や市民と協働することを明確に示します。

市(学校設置者)は、法律に基づき、支援の必要な児童生徒への教育の機会を保障し、一人ひとりのニーズに即した教育の場の整備を進めてきているところです。

鎌倉市特別支援教育推進計画は、鎌倉市として、学校として、インクルーシブ教育の理念を広め、特別支援教育を充実させるための環境整備に向けて何をすべきかを明確に位置付けます。

- ② 社会状況の変化や法改正等に対応できる柔軟性のある計画にします。

特別支援教育は、対象となる児童生徒数の変化や、社会や保護者のニーズだけでなく、福祉や医療も含めた制度や社会的な状況の変化を受けることが多くあります。そのため、状況や時代の変化に伴うニーズの変化等に注意しながら、適宜必要な見直しが図られるよう柔軟性のある計画にします。

- ③ 鎌倉市における他の計画等との整合性を図ります。

「鎌倉教育大綱」、「かまくら教育プラン」等や、健康福祉分野の個別計画である「鎌倉市障害者福祉計画」等、関連する計画との整合性を図ります。

4 計画の基本目標

鎌倉市特別支援教育推進計画は、次の3点を基本目標とし、それぞれの施策目標と目標達成のための具体的な取組を示します。

（１）特別支援教育の構築

障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもたちの自立と社会参加に向けた「生きる力」の育成を目指します。併せて、インクルーシブ教育を推進し、子どもたちが互いの多様性を理解し、尊重できるような「地域で共に学び、共に育つ」教育環境づくりを進めます。

（２）人材の育成

教育上の支援や配慮を必要とする児童生徒の自立や社会参加に向けた教育を充実させるために、すべての教員の指導力の向上を目指します。また、専門的知識をもった地域の人材の育成を充実させ、地域の特別支援教育への理解と支援の促進を目指します。

（３）共生社会の実現を目指した連携体制の構築

乳幼児期から学校卒業後を見据えた切れ目のない支援が行えるよう、小・中学校や教育委員会と、幼稚園・認定こども園・保育所、特別支援学校や、福祉、医療等の支援関係機関との連携を深めるとともに、共生社会の第一歩である地域での学びを大切にし、地域全体で児童生徒を支えることができるよう連携体制を構築します。

第 2 章

第Ⅱ期計画を振り返って

1 第Ⅱ期計画実施内容と今後の方針一覧

基本目標	施策目標	具体的な取組	実施内容	実施主体	今後の方針
1 特別支援教育の構築	1 特別支援教育の推進	①教職員のインクルーシブ教育理念の理解促進	①各種担任者会でインクルーシブ教育についての研修会の実施。学校訪問等を活用して理念の啓発と促進	教育委員会	取り組みを継続するとともに、新たな取り組みの実施
		②児童生徒へのインクルーシブ教育の促進	②小・中学校全校で、特別の教科道德の「相互理解、寛容」の内容項目、教科の学習や特別活動等で共生に関わる学習を実施 ②県教育委員会と連携した児童生徒向けインクルーシブ教育講演会の実施	学校 教育委員会	児童生徒間の交流促進等を通じ共生に関わる学習の継続実施
		③インクルーシブな教育環境の整備	③学校ユニバーサルデザインハンドブックの周知と活用促進、特別支援学校のセンター的機能の活用	教育委員会	インクルーシブな教育環境の整備を進める
	2 多様な教育的ニーズへの対応	①教育相談コーディネーターを中心とした組織的な校内支援体制の構築	①インクルーシブ教育校内支援体制整備事業指定校の変更により、先進的な取り組みや事例を他校へ展開	教育委員会	教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築と発展
		②スクールアシスタント、学級助員、校内の人材を活用した支援体制の工夫	②児童支援専任教諭の後補充非常勤講師配置、スクールアシスタントの業務環境の改善	学校 教育委員会	支援に関わる人材を活用した校内体制の充実
		③学校と外部機関との連携による継続的な相談・支援体制の構築	③就学相談に関する情報の共有、就学時検診生活状況アンケートの聞き取り方法の変更 ③市内幼稚園・認定こども園・保育園、療育関係事業所への就学相談案内の送付、周知 ③鎌倉市相談機関等連絡会の実施。 ③教育委員会と連携機関の関係強化	教育委員会 関係機関	学校と外部機関との積極的な連携による支援体制づくりを推進
	3 個に応じた指導の充実	①個に応じたカリキュラムの工夫	①支援シート、個別指導計画の作成と活用についての周知 ①「鎌倉市の特別支援教育関係フローチャート・シート集」の周知	教育委員会	支援シート、個別指導計画の作成と活用の促進
			①各種研修会で、支援シートの作成方法とその活用についての研修実施	学校 教育委員会	
		②ICT 機器の活用による学習の個別最適化	②特別支援学級における ICT 活用状況調査、情報共有の実施。ICT の活用による個別最適化の促進	学校	ICT 機器の活用による学習の個別最適化の促進
	4 学びの場の充実	①特別支援学級全校設置計画の推進	①令和4年度に関谷小、5年度に七里ガ浜小、6年度に稲村ヶ崎小に特別支援学級を開設 ①7年度に山崎小に設置して全校設置完了見込み	教育委員会	特別支援学級と通級指導教室の運営・指導の充実
		②新たな通級指導体制の検討	②中学校通級指導教室の運営状況等に関する調査の実施 ②令和7年度中学校通級指導教室の設置に向けた検討と準備	教育委員会	特別支援学級と通級指導教室の担当教員の指導力向上
		③教育支援教室、フリースクール等との連携	③教育支援教室(ひだまり)やフリースクールとの連携について教育相談コーディネーター連絡会等で周知 ③不登校で学校へ登校できない児童生徒に向けての授業配信や iPad を使った担任等とのやりとりについて試行	教育委員会	多様な学びの場の活用について教職員の理解促進を図る

基本目標	施策目標	具体的な取組	実施内容	実施主体	今後の方針
2 人材の育成	1 特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力の向上	①教育相談コーディネーターの育成	①教育相談コーディネーター連絡会の実施、各校の連携強化と資質向上につながる学習会の実施	教育委員会	専門性を向上する連絡会、研修会の継続実施
		②特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力を高める教職員研修	②発達障害や心理に関する専門的な研修、学校のニーズに応じた校内研修の実施、特別支援学校との連携強化	教育委員会 学校	全教職員の理解と指導力を高める研修の継続実施
		③特別支援学級教員の専門的な知識、技能の育成	③特別支援学級担任者対象、福祉制度、合理的配慮に関する専門的な研修の実施(地域共生課) ③関係機関や大学の主催する専門的な研修の紹介 ③特別支援学級新担当教員研修講座、通級指導教室新担当教員研修講座の実施(県)	教育委員会	他機関との連携による専門的な研修の継続実施
		④スクールアシスタント、学級介助員等支援に関わる人材の支援力向上	④スクールアシスタント、学級介助員連絡会での専門性向上を目的とした研修会の実施	教育委員会	会計年度任用職員連絡会における実践的な研修の継続実施
3 共生社会の実現を目指した連携体制の構築	1 ライフステージの変化に伴う支援の連携(縦の連携)	①支援シート、個別の指導計画の活用等による幼稚園、認定こども園、保育所と学校との連続した支援体制の構築	①発達支援コーディネーター研修会や就学相談で小・中学校の特別支援教育や支援シートについて周知し、活用の促進 ①就学相談等で幼稚園・保育所・こども園や小学校と情報を共有し、コーディネーター間の連携の促進	教育委員会 関係機関	支援シート等の活用による連携の促進 発達支援コーディネーターと教育相談コーディネーターの直接的な連携
	2 教育委員会と関係機関とのネットワークの構築(横の連携)	①教育委員会と関係機関のネットワークの充実	①就学相談、就学前検診の生活状況アンケート結果の、教育相談員との情報共有 ①学校と福祉関係機関の相互の窓口を確認できる機会として連絡会を開催 ①市内幼稚園・認定こども園・保育園、児童発達支援を行う事業所に就学相談案内の送付、鎌倉市ホームページに特別支援教育に関する情報と、就学相談に関する情報を掲載して周知	教育委員会 関係機関	相談機関や関係機関と小・中学校との直接的な連携促進
		②地域のインクルーシブ教育への理解の促進	②かまくらっ子発達支援サポーター養成講座の研修を修了した人材が、サポーターリストに登録し(26名)、小・中学校全校で活動 ②福祉総務課との共催で市民と教員向けに、「家庭・福祉・教育の連携の基本」「ICT×インクルーシブ教育」など、特別支援教育の現代的課題について講座を開催	教育委員会 関係機関	地域のインクルーシブ教育へのよりいっそうの理解の促進

2 第Ⅱ期計画の成果と課題

ここでは、第Ⅱ期計画の期間における取組の成果と課題を、基本目標、施策目標ごとに具体的な取組をまとめて示します。成果と課題は、毎年学校の取組状況調査、教育相談コーディネーター連絡会での情報共有、特別支援学級担任へのアンケート調査を行い整理したものです。

基本目標1 特別支援教育の構築

- ・インクルーシブ教育の理念に基づいて、学校におけるインクルーシブ環境の整備、校内支援体制の構築等を更に充実させ、学ぶ環境の整備を進める。
- ・児童生徒が互いの多様性を理解し、尊重できるよう、インクルーシブ理念についての教育を行う。

施策目標1 特別支援教育の推進

施策目標1「特別支援教育の推進」では、教職員へのインクルーシブ教育理念の理解促進、児童生徒へのインクルーシブ教育、教育環境整備の具体的な取組を行いました。教職員のインクルーシブ教育理念の理解、児童生徒の体験や交流など一定の成果はありましたが、すべての教職員や児童生徒に向けてその理念を広めることができたとは言いえず、今後も継続してインクルーシブ教育の理念を広めること、深めることを目的として様々な施策に取り組む必要があります。

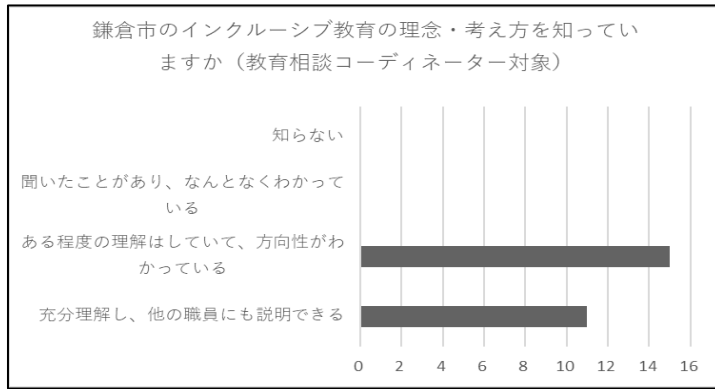
①教職員のインクルーシブ教育理念の理解促進

【取組】

- ・インクルーシブ教育理念に関する研修(県：初任者研修、経験者研修、市：1年経験者研修)の実施。
- ・学校訪問時にインクルーシブ教育の理念について説明。
- ・特別支援教育やインクルーシブ教育の理念に関する各校における校内研修、幼児教育研修会の実施。
- ・特別支援学校の教職員との交流および意見交換の実施(関谷小学校と県立鎌倉支援学校)。
- ・神奈川県教育委員会インクルーシブ教育推進課との連携強化。
- ・「インクルーシブな学校づくり」を教育指導課の重点目標に位置付け。

【成果と課題】

- ・これらの取組を経て、市内の教職員へインクルーシブ教育の理念を広く周知することができたと考えるが、教育相談コーディネーターなど、支援の鍵となる教員だけでなく全ての教職員に対して理念を広げるためには取組の継続が必要である。また、日々の教育活動にインクルーシブ教育の視点をどのように反映させていくか、具体的なその方法について検討をしていく必要がある。



令和5年度
教育相談コーディネーターアンケートから

教育相談コーディネーターのほとんどが、「インクルーシブ教育」について、ある程度理解し、イメージを持つことが出来ている。

インクルーシブ教育を推進していくためには、全教職員の理解が必要であるため、鎌倉市の目指すインクルーシブ教育について、さらなる周知と理解促進が求められる。 ※グラフ内の数値は学校数

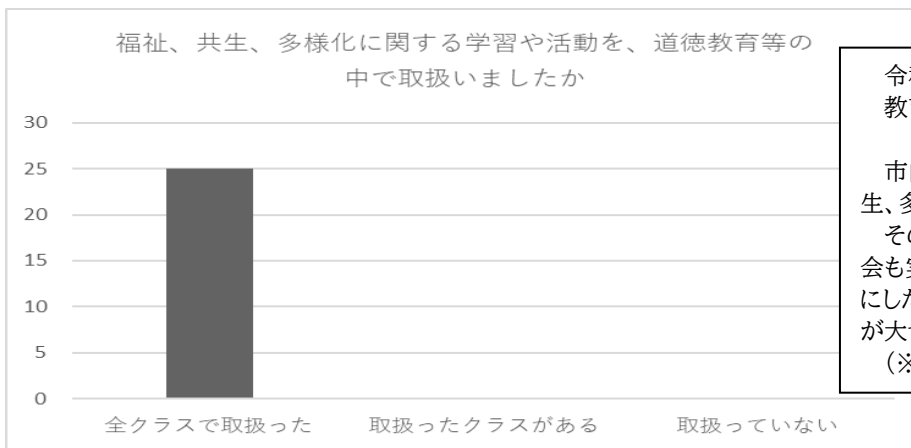
②児童生徒へのインクルーシブ教育の促進

【取組】

- ・小・中学校全校で、特別の教科道徳の「相互理解、寛容」等の内容項目において、共生についての内容を扱ったほか国語、社会、保健、家庭、外国語など、様々な教科の学習や特別活動等で共生に関わる学習を実施。
- ・児童生徒向けインクルーシブ講演会、ボッチャ体験交流等児童生徒のインクルーシブ教育の実施。
- ・市内小学校と特別支援学校の交流事業の実施（関谷小学校と県立鎌倉支援学校）。

【成果と課題】

- ・様々な個性を持つ仲間たちと共生していくことの意義について学習する機会を持つことができた。今後も取組を継続することで、児童生徒に豊かな人権意識を醸成することにつながると考える。



令和5年度
教育相談コーディネーターアンケートから

市内の小・中学校 25 校すべての学校で福祉、共生、多様化に関する学習の機会を設けている。

その他、児童生徒向けのインクルーシブ教育研修会も実施。児童生徒からは「ちがいを認めあえる学校にしたい」「いろいろな友だちとともに過ごしていくことが大切だと思う」等の感想があった。

（※グラフ内の数値は学校数）

③インクルーシブな教育環境の整備

【取組】

- ・学校ユニバーサルデザインハンドブックの周知に努めた。
- ・特別支援学校のセンター的機能を活用し、校内の支援体制について見直しを行った。

【成果と課題】

- ・ユニバーサルデザインの視点から授業、学級経営等の改善とともに、校内の組織的な支援体制の見直しが進んだ。
- ・今日的な課題をふまえ、校内環境の見直しを断続的に行い、これまでの取組の継続と発展が必要である。

【今後の方針】

- 児童生徒、教職員を対象に、インクルーシブ教育の理念について広く周知を図る取組を継続。
- 学校全体を対象にインクルーシブな校内環境の整備（校内支援体制の見直し）

施策目標2 多様な教育的ニーズへの対応

施策目標2「多様な教育的ニーズへの対応」では、教育相談コーディネーターを中心とした校内の組織的な支援体制の構築を中心に取組を進めました。教育相談コーディネーターを中心とした支援体制についての理解や認識が深まる一方、小学校では担任との兼任によるコーディネーター業務の時間が確保できないこと、中学校では生徒指導担当教員との棲み分けや連携といった課題が浮き彫りになりました。また、外部機関との連携や、不登校や登校しぶりの児童生徒への対応についての課題にも引き続き取組が必要です。

①教育相談コーディネーターを中心とした組織的な校内支援体制の構築

【取組】

- ・課題のある児童生徒への校内での支援体制の見直し、対応方法の共有を目的としたケース会を実施(全校)。
- ・インクルーシブ教育校内支援体制整備事業指定校を新しく指定(御成小学校)。
- ・教育相談コーディネーター連絡会において、各学校の校内支援体制の状況について、情報共有を実施。
- ・「鎌倉市の特別支援関係フローチャート・シート集」の活用。

【成果と課題】

- ・市内の取組の好事例が全校に広がるように努めることで、校内支援体制の充実が図られた。
- ・インクルーシブ教育校内支援体制整備事業の指定校を深沢小学校から御成小学校へ変更した。これまでの深沢小学校の充実した校内支援体制、体制構築のノウハウを市内の各校に広げられるよう、取組を続ける必要がある。
- ・教育相談コーディネーター交代時の引継、業務時間の確保、生徒指導担当教諭や令和4年度から配置の児童支援専任教諭との業務分担等の課題の解決を目指す。
- ・専門的な見識をさらに深め、各ケースに適切に対応することができる資質を育むことが必要。

②スクールアシスタント、学級介助員等、校内の人材を活用した支援体制の工夫

【取組】

- ・学級介助員の要綱を改定し、月あたり勤務日数を学校の課業日数に合わせられるよう変更。
- ・スクールアシスタントの業務内容の精選。
- ・教頭会、教育相談コーディネーター連絡会、スクールアシスタント・学級介助員連絡会において、それぞれの職の役割や勤務体系の確認と校内支援体制の充実。
- ・校内体制の工夫等について、アンケートによる調査を実施し教育相談コーディネーター連絡会で共有。

【成果と課題】

- ・要綱の検討、変更や業務の精選を通し、各学校において更なる活用につながる取組が必要。
- ・よりよい活用の方法について、具体的なノウハウを研究していく。

※どの学校においても、スクールアシスタントや学級介助員といった特別支援に携わる会計年度任用職員を有効に活用し、校内連携を図るために、情報共有や打ち合わせに関する工夫を行っている。

【例】

- 支援に係る会計年度任用職員等の動きをタイムテーブルなどで一元管理した。
- 児童支援専任教諭の後補充非常勤講師を活用し、授業時間を減らすことでコミュニケーションをとる時間を確保した。

③学校と外部機関との連携による継続的な相談・支援体制

【取組】

- ・新就学児童の相談について、入学後の相談にスムーズにつながるよう、市教育センター教育相談員と共有した。
- ・就学相談説明会の案内を、市内全幼稚園・認定子ども園・保育所、療育関係事業所に送付し、周知した。
- ・各専門職や関係機関との連携のため、鎌倉市相談機関等連絡会に各校の教育相談コーディネーターが参加した。
- ・幼児教育研究会において、「遊びから学び～幼・こ・保・小の学びの連続性を探る～」（保育者と教師の協働につながる交流）をテーマに、園と小学校の円滑な接続について協議・研究を実施。
- ・特別支援学校や市長部局（障害福祉課、こども家庭相談課等）との連携強化。

【成果と課題】

- ・就学や学校生活の中で生じる諸問題の解決について、他機関と密に連携をしながら取り組むことができた。
- ・個人情報の取扱を厳密に管理するために、他機関との連携が速やかに行えないことがあるケースに応じて、学校が連携先、相談先を選ぶ際の難しさがある。
- ・教育相談コーディネーターを中心とした支援体制の構築には、全教職員の理解と協働が必要である。
- ・不登校や登校しぶりなど教室外で学ぶ児童生徒への学習支援のために、教育支援教室やフリースクール等との連携が必要である。

【今後の方針】

- 教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築と発展、コーディネーターの資質向上
- 引き続き、スクールアシスタント、学級介助員を活用した校内体制の充実に向けた取組の推進
- 学校と外部機関との積極的な連携による支援体制づくりの推進

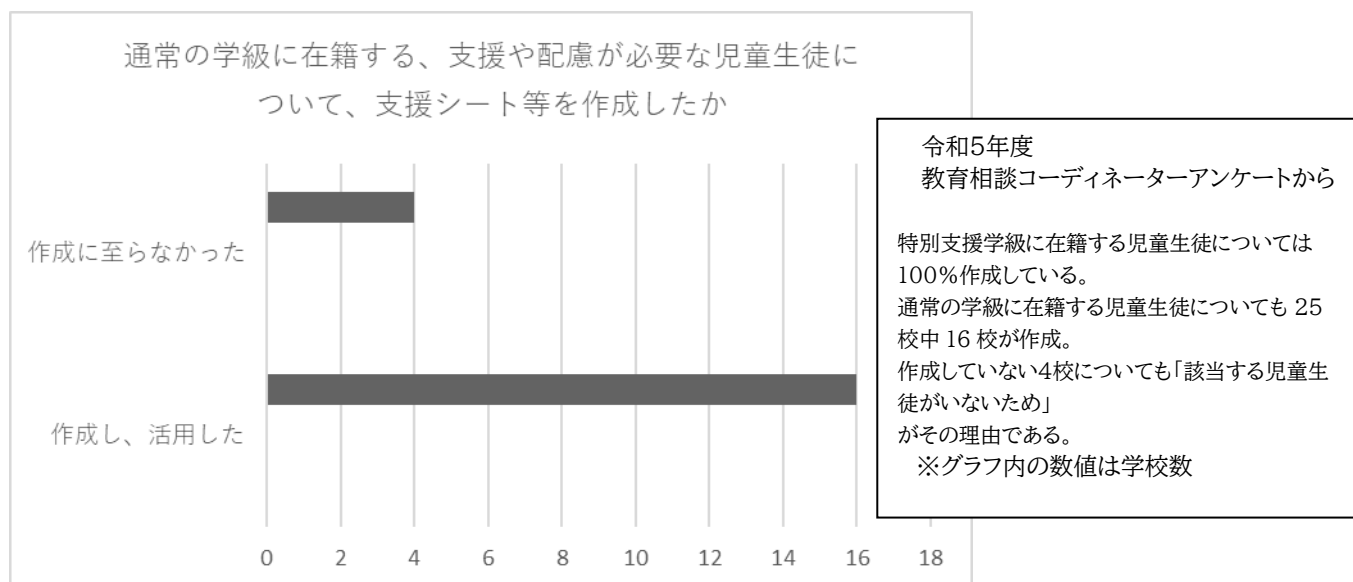
施策目標3 個に応じた指導の充実

個に応じたカリキュラムの工夫のために、支援シートと個別の指導計画の作成を推進し、現在は全学校で作成しています。今後はそれらを活用した引継ぎや支援の取組を推進します。ICT 機器は、特別支援学級においても随所で活用されるようになってきています。学習の個別最適化という視点からも、更なる活用方法の検討に取り組みます。

①個に応じたカリキュラムの工夫

【取組】

- ・「鎌倉市の特別支援教育関係フローチャート・シート集」を活用し、教育相談コーディネーター連絡会、特別支援学級担任者会で、支援シート、個別の指導計画等の作成の手引きと作成例を紹介。
- ・すべての学校で、支援シートと個別の指導計画を作成。作成していないとされる一部の児童についても、学校独自の書式を使用するなど、何らかのシートを使用した引継ぎを実施。



【成果と課題】

- ・支援シートや個別の教育指導計画については全校で作成。通常の学級でも作成している学校がほとんどである。
- ・継続して作成していくとともに、日々の学習活動との関連を理解し、活用することについてもいっそうの取組が必要。
- ・特別支援学級に在籍する児童生徒一人ひとりにあった教育課程(交流の方法を含め)について具体的な検討が必要。

②ICT機器の活用による学習の個別最適化

【取組】

- ・特別支援学級担任者会において、各学校の特別支援学級における ICT 活用状況と、各校が個別学習の際に使用している学習ソフトなどの調査、情報共有。
- ・特別支援研修会で ICT の活用をテーマとした講座の実施。

令和5年度
教育相談コーディネーターアンケートから

■ICT 活用の例

- ・授業で iPad の学習や AI ドリル等を活用している
- ・見本等を動画や写真などを示して分かりやすい授業づくりや個別の指導に活用している
- ・支援ツールとしての使用をしている(タイマー、板書を撮影、保存しノートテイキングの代替手段として活用)
- ・Google クラウドルームを活用した学習支援や連絡

(資料2 p35)

【成果と課題】

- ・情報機器を活用した好事例の共有等を通じ、各学校における ICT の活用が進んだ。今後も、継続して取り組むとともに、ICT の活用を含む学習の個別最適化について検討を深めていく必要がある。

【今後の方針】

- 支援シート、個別指導計画の作成と、特にその活用についての検討
- ICT 機器の活用を含めた学習の個別最適化のいっそうの促進
- 特別支援学級に在籍する児童生徒一人ひとりに適した教育課程の編成に関する検討

施策目標4 学びの場の充実

施策目標4、学びの場の充実では、1年に1校ずつ特別支援学級の開設を行ってきました。令和7年度4月に山崎小学校に設置し、鎌倉市立小・中学校の全校に設置が完了します。

小学校通級指導教室については、平成31年度に深沢小学校につどいの教室を開設し、市内5校の通級指導教室での指導の充実を図ってきました(資料3 p36)。中学校通級指導教室については、県内他市の中学校通級指導教室の調査、市内中学校生徒の通級指導教室意識アンケートを実施し、必要な支援の形を具体的に検討してきました。令和7年度4月から大船中学校を拠点校として、巡回型の中学校通級指導教室を開設します。今後はそれぞれの学びの場の環境や指導の充実を目指していきます。

①特別支援学級全校設置計画の推進

【取組】

- ・特別支援学級全校設置検討委員会を開催し、令和4年度以降に開設する学校を決定。
- ・1年度に1校ずつ特別支援学級の新規開設を行った。

特別支援学級の設置状況(令和4年度～令和6年度)	
令和4年度	関谷小学校に開設(知的障害、自閉症・情緒障害)
令和5年度	七里ガ浜小学校に開設(知的障害、自閉症・情緒障害)
令和6年度	稲村ヶ崎小学校開設(知的障害、自閉症・情緒障害)

＊令和7年度山崎小学校に開設予定(知的障害、自閉症・情緒障害)

【成果と課題】

- ・今後はその運営や指導の充実を目指す

②新たな通級指導体制の検討

【取組】

- ・在籍小学校と通級指導教室、進学先中学校の効果的な連携のために、支援シートの作成と情報共有を実施。
- ・中学校通級指導教室に関する調査や中学生対象の通級指導教室意識アンケート調査を行った(資料4 P37)。
- ・特別支援学級・通級指導教室運営検討委員会で通級指導教室の設置について検討し、巡回型の中学校通級指導教室を設置する取組を進めた。

【成果と課題】

- ・令和7年(2025年)4月に大船中学校を拠点校とする巡回型の中学校通級指導教室を開設。
- ・中学校通級指導教室に通級する生徒の中学校生活での教育的ニーズの把握と、それに対する効果的な指導の検討。
- ・中学校通級指導教室を担当する教員の指導力向上の必要。
- ・小学校通級指導教室や在籍中学校との連携体制についての検討。

③教育支援教室、フリースクール等との連携

【取組】

- ・市教育センターと協働して教育支援教室(ひだまり)やフリースクールとの連携について教育相談コーディネーター連絡会等で周知を行った。

- ・不登校で学校へ登校できない児童生徒に向けた授業配信や、「かまくら ULTRA プログラム」を実施し、集団参加の機会や体験型学習について検討を進めた。

【成果と課題】

- ・児童支援専任教諭の配置に伴い小学校での関係機関との連携が促進。
- ・iPad 等の ICT 機器の活用により授業配信や担任とのやりとり等の試行が進んだ。

【今後の方針】

- 特別支援学級と通級指導教室の運営や指導の充実
- 担当教員の指導力向上
- 学びの場の増加に伴い、児童生徒が自分に合った学びの場を選択できるように教職員の理解促進

基本目標2 人材の育成

特別支援学級に限らず通常の学級においても、障害のあるなしに関わらず、子どもの状況に応じた適切な指導が行われ、子どもたちの学習の機会が得られるよう、児童生徒をいちばん身近で支えている教員の育成を図るとともに、学校における指導体制を充実させる。

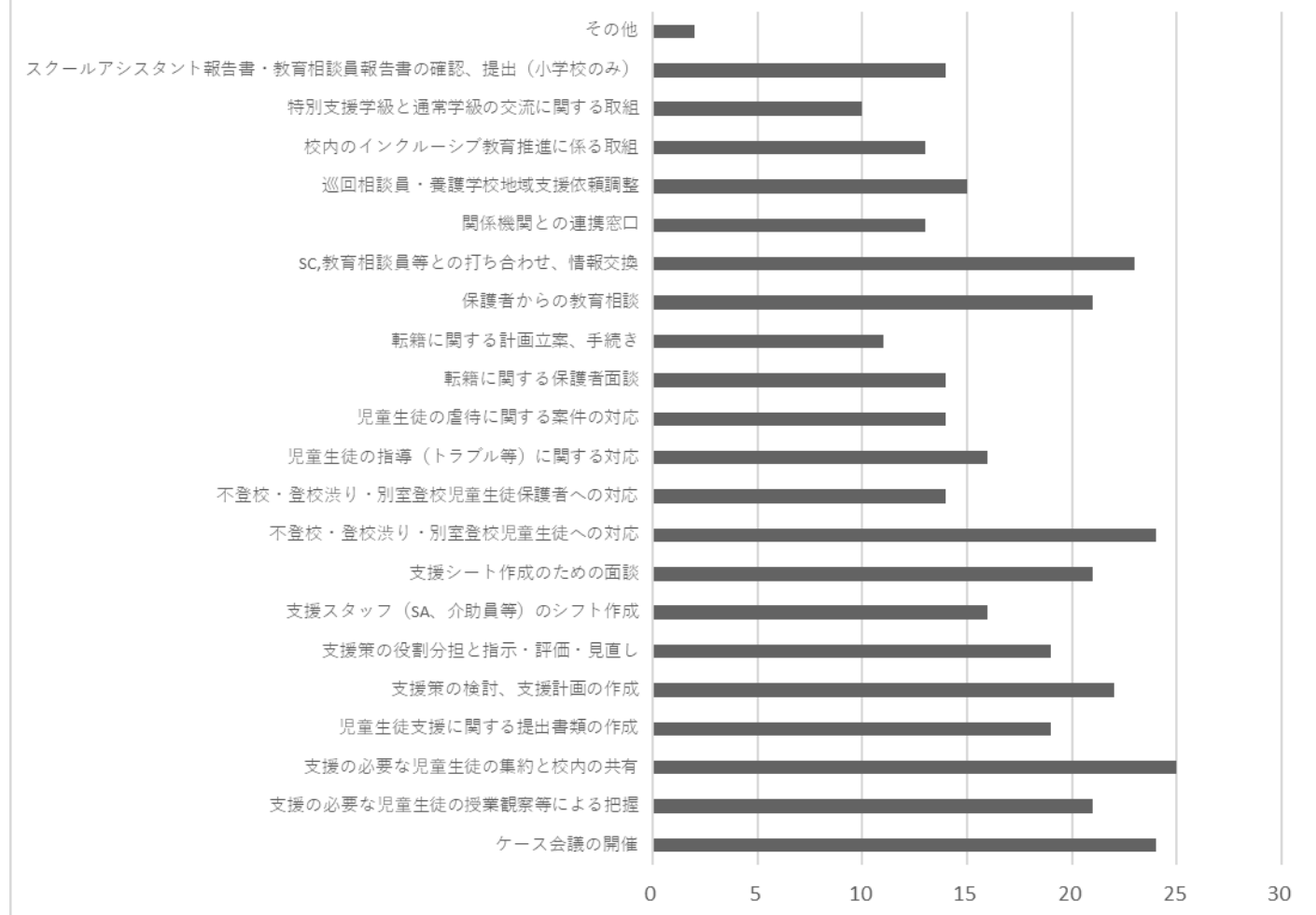
施策目標1 特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力の向上

①教育相談コーディネーターの育成

【取組】

- ・教育相談コーディネーター連絡会を、毎年2回ずつ実施し、専門的な知識の伝達や情報共有を実施。
- ・教育に関する福祉システムについての基本的事項の紹介を実施(障害福祉課)。
- ・相談業務におけるポイントについての講演を実施(地域共生課)。
- ・学齢期の福祉関係機関の概要について紹介(鎌倉市基幹相談センター)。
- ・インクルーシブ教育校内支援体制整備事業指定校(深沢小学校)の実践の好事例の報告。
- ・「特別支援教育関係フローチャート・資料集」を紹介し、特別支援についての事務手続や、基本的な事項について周知。

令和5年度に行った教育相談コーディネーター業務



令和5年度教育相談コーディネーターアンケートから ※グラフ内の数値は学校数（資料1 p34）

【成果と課題】

- ・校内で幅広く活躍しており、教育相談コーディネーターの資質向上につなげることができた。今後も取組を続け、校内の支援体制の構築や特別支援教育、インクルーシブ教育推進の担い手、関連機関との窓口役としての働きにつながる資質向上に努める必要がある。

②特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力を高める教職員研修

【取組】

- ・市教育センター企画研修会で、発達障害や心理に関する研修を実施。
- ・学校のニーズに応じた校内研修の実施。
「特別支援教育と人権について」、「合理的配慮について」、「ユニバーサルデザインについて」など。
- ・肢体不自由、難聴、病弱等、専門性の高い教育的ニーズに対応するための教職員研修の実施。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒への対応について研修会の実施。

【成果と課題】

- ・ケースに応じて適切な対応をとれる人材の育成に努めてきているところではあるが、個々の教育的ニーズは多様化を極める（重度難聴・医療ケア等）一方であり、継続的な取組が不可欠である。

③特別支援学級教員の専門的な知識、技能の育成

【取組】

- ・特別支援学級担任者に向けての合理的配慮に関する専門的な研修、福祉制度に関する専門的な研修を実施。(地域共生課、鎌倉市基幹相談センターとの連携)
- ・関係機関や大学の主催する専門的な研修の紹介。(湘三管内初任者・基本研修3件、県の自己研鑽のための研修のうち、特別支援、インクルーシブ教育に関する研修 23 件)
- ・特別支援学級新担当教員研修講座(年4回)、通級指導教室新担当教員研修講座(年4回)実施。(県教育委員会)
- ・特別支援学校のセンター的機能を活用した、担任向けの学習会の実施(年2回)。

【成果と課題】

- ・担当者は異動等があるため、引き続き、他機関との連携により、特別支援学級担任者、通級指導教室担任者に向けた専門的な研修の開催、紹介を進めていく。

④スクールアシスタント、学級介助員等支援に関わる人材の支援力の向上

【取組】

- ・年2回の学習会の実施(専門性の向上に関わる学習会、情報交換、好ましい服務についての注意喚起)。
- ・「支援が必要な子どもと関わるうえで必要なこと」についての講演会を実施(鎌倉市特別支援巡回相談員)。
- ・『支援が必要な子と関わる』をテーマに、具体的なケース例を挙げた実践的な研修の実施。
- ・教職員との望ましい連携等についての研修を実施。

【成果と課題】

- ・専門性の向上につながる学習会を定期的、継続的に実施することができ、学校現場において貴重な人的資源として活用されている。一方、スクールアシスタントや学級介助員は年度により一定数の入れ替えがあり、その専門性の確保と支援力の維持、向上には引き続きの取り組みが必要不可欠である。

【今後の方針】

- 教育相談コーディネーターのさらなる専門性の向上
- 全教職員の特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力を高める教職員の研修
- 様々な教育的ニーズのある児童生徒への対応力の向上
- 会計年度任用職員の職種別の連絡会における実践的な研修の実施

基本目標3 共生社会の実現を目指した連携体制の構築

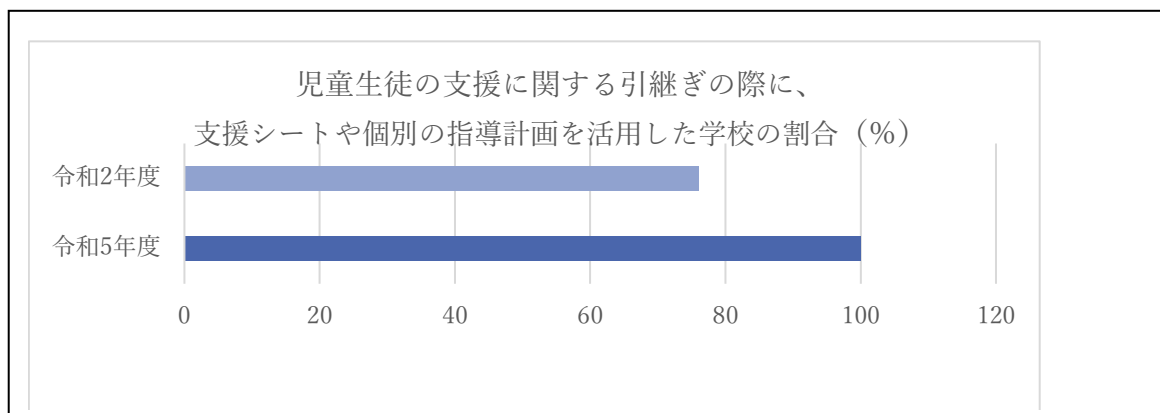
地域で共に学び、共に育つ教育環境づくりを目指し、縦のつながりと横のつながりを意識した連携体制の構築を進める。

施策目標1 ライフステージの変化に伴う支援の連携(縦の連携)

- ① 支援シート、個別の指導計画の活用等による幼稚園・認定こども園、保育所と学校との連続した支援体制の構築

【取組】

- ・発達支援コーディネーター研修会や就学相談で小・中学校の特別支援教育や支援シートについて周知し、活用を促進。
- ・特別支援学級担任者会や教育相談コーディネーター研修会等で「特別支援教育関係フローチャート・シート集」を参考にした支援シート等の作成手順について周知し、各学校での活用を促進。



【課題】

- ・引き続き就学相談や教育相談コーディネーター研修等の機会を捉え、支援シートを活用していくことを周知し、効果的な支援につなげていく。
- ・発達支援コーディネーター研修や就学相談での幼稚園・こども園・保育所との連携の中で、支援シートについて周知し、作成の協力と活用を呼びかけていく。

【今後の方針】

- 支援シートや個別の指導計画を活用した支援や指導の充実
- 発達支援コーディネーターと教育相談コーディネーターの連携

施策目標2 教育委員会と関係機関とのネットワークの構築（横の連携）

①教育委員会と関係機関のネットワークの充実

【取組】

- ・就学相談説明や通級指導教室説明会、特別支援学級開設説明会等について、関連する他部局と市内の全幼稚園・子ども園・保育所と障害児通所支援事業所へ案内を送り、連携を促進。
- ・就学相談や通級相談については、発達支援室や計画相談事業所とも連携して保護者の支援や学校との連携につなげた。

【成果と課題】

- ・引き続き、相談機関の専門職や福祉関係の専門職、その他関係機関と各校の教育相談コーディネーターとの連携のための取組を実施。

②地域のインクルーシブ教育への理解の促進

【取組】

- ・かまくらっ子発達支援サポーター養成講座を修了した人材がサポーターリストに登録され、かまくらっ子発達支援サポーター(通称かまサポ)として小・中学校全校で活動した。(鎌倉市発達支援サポートシステム推進事業…令和6年(2024年)7月時点では小・中学校全校で合わせて65名)
- ・福祉総務課との共催で市民と教職員向けの「鎌倉市共生のまちづくり講座」を開催し、「家庭・福祉・教育の連携の基本」「ICT×インクルーシブ教育」など、特別支援教育の今日的課題についての講演会を開催した。

【成果と課題】

- ・引き続き、就学相談に関する案内、特別支援教育に関する案内についての周知を行い、連携を促進した。
- ・かまくらっ子発達支援サポーターの活動を引き続き小・中学校全校で行い、学級介助員の配置と合わせて学校に必要な支援の人材の確保を進めた。

【今後の方針】

- 相談機関や関係機関と、各校の教育相談コーディネーターとの直接的な連携の促進
- 地域のインクルーシブ教育への理解や家庭との連携のための講演会の開催や福祉教育の出前講座等の活用促進

第 3 章

具体的な計画と推進

1 第Ⅲ期鎌倉市特別支援教育推進計画体系図

基本目標	施策目標	具体的な取組
1 特別支援教育の構築	1 インクルーシブ教育の推進	①教職員のインクルーシブ教育理念の理解促進 ②児童生徒へのインクルーシブ教育理念の理解啓発 ③インクルーシブの視点に立った校内環境の整備
	2 多様な教育的ニーズへの対応	①教育相談コーディネーター等を中心とした組織的な校内支援体制の構築 ②スクールアシスタント、学級介助員等、校内の人材を活用した支援体制の充実を目指した取組 ③学校と外部機関との連携による継続的な相談・支援体制の活用
	3 個に応じた指導の充実	①個に応じたカリキュラムの工夫 ②ICTの活用を含めた学習の個別最適化の促進 ③一人ひとりに適した教育課程の編成
	4 学びの場の充実	①特別支援学級と通級指導教室の運営・指導の充実 ②教員の支援力向上 ③多様な学びの場について教職員の理解促進
2 人材の育成	1 特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力の向上	①教育相談コーディネーターの資質向上 ②特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力を高める教職員研修 ③多様な教育的ニーズに応えるための環境整備 ④スクールアシスタント、学級介助員等支援に関わる人材の支援力向上
3 共生社会の実現を目指した連携体制の構築	1 ライフステージの変化に伴う支援の連携(縦の連携)	①幼稚園・認定こども園、保育所と学校との連続した支援の促進
	2 地域や学校と関係機関との連携(横の連携)	①関係機関と小・中学校との連携の促進 ②地域のインクルーシブ教育への理解の促進

2 施策と具体的な取組

基本目標1 特別支援教育の構築

インクルーシブ教育の理念に基づいて、学校におけるインクルーシブ環境の整備、校内支援体制の構築等を更に充実させ、学ぶ環境の整備を進めていきます。

児童生徒が互いの多様性を理解し尊重できるよう、インクルーシブ理念についての教育を行います。

施策目標1 インクルーシブ教育の推進

教職員、児童生徒に向けてインクルーシブ教育の理念を広め、いっそうの特別支援教育の推進が図られるようさまざまな取組を推進します。特にインクルーシブ教育の理念を特別支援学級に留まらず、学校全体に広げられるよう努めます。

①教職員のインクルーシブ教育理念の理解促進

インクルーシブ教育に関して、共生社会の理念に基づき、認識を高め、児童生徒一人ひとりへの理解と適切な指導・配慮が行える環境が整うことを目指し、研修を充実していきます。

推進のポイント	共生社会やインクルーシブ教育に関する教職員の研修の充実
令和9年度までの 取組目標	・インクルーシブ教育理念に関する研修の実施 ・学校訪問時におけるインクルーシブ教育理念についての周知
推進の主体	市教育委員会

②児童生徒へのインクルーシブ教育理念の理解啓発

子どもたちが互いの多様性を理解し、尊重できるよう、児童生徒へのインクルーシブ教育を実施します。

推進のポイント	共生社会、インクルーシブの考え方に関する教育を児童生徒へ行うことによる、豊かな人権意識の醸成
令和9年度までの 取組目標	・児童生徒に向けた福祉教育等の充実、インクルーシブ教育に関する学習会の実施 ・市内小学校と特別支援学校の交流事業の実施
推進の主体	学校、市教育委員会

③インクルーシブの視点に立った校内環境の整備

小・中学校において、児童生徒が安心して、集中して学習活動に取り組めるよう、インクルーシブの視点に立った校内の学習環境の整備を目指します。

推進のポイント	小・中学校のインクルーシブ教育の視点に立った校内環境の整備
令和9年度までの 取組目標	・インクルーシブ教育の視点に立った学校づくり、学級づくり、授業づくりの推進
推進の主体	学校、市教育委員会

施策目標2 多様な教育的ニーズへの対応

児童生徒の多様な教育的ニーズに対応するために教育相談コーディネーター等を中心とした校内体制を推進し、積極的に医療や福祉など支援に関する機関との連携を行い、相談、支援体制の充実を図ります。

①教育相談コーディネーター等を中心とした組織的な校内支援体制の構築

引き続き、インクルーシブ教育校内支援体制整備事業指定校を指定して校内支援体制のモデルとし、推進のために市内の小・中学校の校内体制に関する情報共有と、全教職員に向けての周知を行います。

推進のポイント	教育相談コーディネーターを中心とした校内体制の構築と発展
令和9年度までの取組目標	・教育相談コーディネーター連絡会、児童生徒指導連携協議会における、支援体制づくりについての情報共有 ・先進的な取組や好事例を全市的な取組へ展開
推進の主体	市教育委員会、学校

②スクールアシスタント、学級介助員等、校内の人材を活用した支援体制の充実を目指した取組

引き続き、スクールアシスタント、学級介助員を活用した効果的な指導、校内支援体制を確立します。

推進のポイント	職種に応じた有効かつ計画的な活用
令和9年度までの取組目標	・児童生徒の様子を共有するための時間、休憩時間が確保できるような工夫 ・支援体制を充実させるための工夫についての情報共有の実施
推進の主体	市教育委員会、学校

③学校と外部機関との連携による継続的な相談・支援体制の活用

様々な理由や発達の課題等から、学習や集団での活動に難しさを感じている児童生徒や、不登校、医療的ケアや、福祉や医療、家庭環境を背景とした課題等の支援を必要とする児童生徒がいる。その対応のために、学校と教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携や、医療関係・福祉関係等専門機関、児童相談所、市庁部局（こども家庭相談課、発達支援室、青少年課等）との連携、特別支援学校のセンター的機能の活用による相談・支援体制の充実を図ります。

推進のポイント	学校と教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、専門機関との積極的な連携による相談・支援体制の充実
令和9年度までの取組目標	・多様な教育的ニーズに対応した相談体制と早期支援の実施 ・関係機関との積極的な連携
推進の主体	市教育委員会、学校、関係機関

施策目標3 個に応じた指導の充実

特別支援学級・通級指導教室に限らず、すべての児童生徒の教育的ニーズに応じて、個に応じたカリキュラムの充実や支援機器等の活用による指導、支援の充実を図り、学習と支援の個別最適化を目指します。

①個に応じたカリキュラムの工夫

各学校が作成した個別の指導計画、支援シートを活用した組織的・継続的な指導を行い、個に応じたカリキュラムの工夫を図ります。

推進のポイント	個別の指導計画、支援シートの作成と活用による個に応じた指導・支援体制の確立
令和9年度までの 取組目標	・支援シートと個別の指導計画の活用
推進の主体	学校、市教育委員会

②ICTの活用を含めた学習の個別最適化の促進

児童生徒の学習段階、困難さや障害特性に応じた指導を充実するツールとして、学習指導におけるICT機器の活用を推進し、学習の個別最適化を図ります。

推進のポイント	ICT機器を活用した学習の個別最適化
令和9年度までの 取組目標	・ICT機器の活用による学習の個別最適化の促進
推進の主体	学校、市教育委員会

③一人ひとりに適した教育課程の編成

児童生徒の学習段階や発達段階に応じた教育課程の編成や、交流の持ち方について検討を進めます。

推進のポイント	一人ひとりに応じた教育課程の編成
令和9年度までの 取組目標	・個に応じた交流の持ち方の検討を含めた教育課程の編成
推進の主体	学校、市教育委員会

施策目標4 学びの場の充実

令和7年4月に開設する中学校通級指導教室をはじめ、小学校通級指導教室、令和7年4月に全校設置が完了する特別支援学級について、その運営や指導の充実を図ります。（資料5 p37）

①特別支援学級と通級指導教室の運営や指導の充実

特別支援学級・通級指導教室運営検討委員会を開催し、その運営・指導について改善や充実を検討します。

推進のポイント	特別支援学級や通級指導教室の環境整備や運営・指導についての検討
令和9年度までの取組目標	・運営検討委員会で課題を整理し、今後の環境整備や教育課程の充実に向けて方向性を定め、取組を開始
推進の主体	市教育委員会、学校

② 多様な学びの場についての教員の理解促進

新たに開設される中学校通級指導教室や由比ガ浜中学校、校内フリースペースをはじめ、ひだまり等、子どもたちの多様な学びの場について、教職員の理解を促進させる。

推進のポイント	通級指導教室や由比ガ浜中学校、校内フリースペース、ひだまり等との連携や研修を通して、教職員全体の理解を促す
令和9年度までの取組目標	・教育相談コーディネーター連絡会や児童支援専任教諭・生徒指導担当教員連絡協議会等で通級指導教室や校内フリースペースでの指導や支援についての周知と、教職員全体の理解促進 ・通級指導教室や由比ガ浜中学校等に通う児童生徒についての引継ぎや支援の連携、その指導内容や支援についての理解促進
推進の主体	市教育委員会、学校

基本目標2 人材の育成

子どもの状況に応じた適切な指導が行われ、子どもたちの学習の機会が得られるよう、児童生徒をいちばん身近で支えている教職員の育成を図るとともに、学校における指導体制を充実させます。

施策目標1 特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力の向上

校内でのインクルーシブ教育推進役を担う教育相談コーディネーターに必要な資質や、専門性を高めるための研修等を充実します。

また、すべての教員に対して、特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力を高め、特別支援学級の教員が専門性を生かして、校内の教職員、児童生徒、保護者に対し、授業やその他の取組を通じた理解啓発を進めます。

さらに、児童生徒の実態に応じて配置する学級介助員や、通常の学級において学習指導を行うスクールアシスタントの支援を強化し、指導体制を整備します。

①教育相談コーディネーターの資質向上

小・中学校内において、教育相談コーディネーターが、校内支援の中心的な役割を校内で行えるよう育成します。

推進のポイント	教育相談コーディネーターの専門性の向上
令和9年度までの取組目標	教育相談コーディネーターの専門性を高める研修と連絡会の実施
推進の主体	市教育委員会

②特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力を高める教職員研修

全教職員を対象とした、発達障害や心理に関する専門的な研修を充実させ、通常学級担任の特別支援教育への理解の促進と、実践的指導力の育成を図る研修を実施します。

推進のポイント	研修内容を活用した効果的な支援・指導の実施
令和9年度までの取組目標	・学校のニーズに応じた専門的な研修の実施 ・鎌倉市の特別支援教育の現状について、学校訪問を活用した全教職員の理解促進 ・職や経験年数に応じた特別支援教育の推進力や指導力の向上を図る研修の実施 ・特別支援学校のセンター的機能を活用し、児童生徒の支援や指導についてのスキルアップにつなげる。
推進の主体	市教育委員会、学校

③多様な教育的ニーズに応えるための環境整備

障害のある児童生徒への指導力を高めるとともに、校内における通常の学級の児童生徒に対する理解啓発や、教職員への指導力を高めるけん引役を担えるような人材の育成を図ります。

推進のポイント	特別支援学級教員の専門性を向上させる教員研修
令和9年度までの 取組目標	・特別支援学級担任の障害の種別や程度に応じた指導力を高める研修の実施 ・関係機関との連携による専門性の向上を図る研修への参加を推奨 ・視覚障害、聴覚障害のある児童生徒や医療的ケア児等、専門的な支援を要する児童生徒に適切に対応する支援力の向上
推進の主体	学校、市教育委員会

④スクールアシスタント、学級介助員等支援に関わる人材の支援力向上

スクールアシスタント、学級介助員等の指導力・支援力を向上させるための研修を実施し、指導体制を充実させます。

推進のポイント	指導力・支援力を向上させるための研修の実施
令和9年度までの 取組目標	指導力・支援力を向上させる研修の実施
推進の主体	市教育委員会

基本目標3 共生社会の実現を目指した連携体制の構築

地域で共に学び、共に育つ教育環境づくりを目指し、縦のつながりと横のつながりの連携を深め、データ連携も活用しながら支援の質をいっそう充実させます

施策目標1 ライフステージの変化に伴う支援の連携(縦の連携)

幼稚園・認定こども園・保育所で取り組まれていた個別の支援を途切れさせることなく、小・中学校でも継続していくために、保護者の理解も図りながら、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校及び中学校、高等学校などとの連携をより促進させます。

①幼稚園・認定こども園・保育所と学校の連続した支援の促進

児童支援専任教諭や教育相談コーディネーターを中心とした学校の教育支援体制や就学相談について幼稚園・認定こども園・保育所に周知し、就学前からの支援が学校へよりスムーズに接続されるよう連携を促進させます。

小学校の学年間の引継ぎ、小学校から中学校、中学校から高等学校などへの円滑な接続と切れ目のない支援が行われるよう、支援シートや個別の指導計画のよりよい活用を推進します。

推進のポイント	幼稚園・認定こども園・保育所、小学校及び中学校の連携の促進
令和9年度までの 取組目標	・発達支援コーディネーター研修等を通して、学校の教育支援体制や就学相談について、幼稚園・認定こども園・保育所へのさらなる周知を進め、よりよい支援のための学びの場の選択や連続した支援の促進のための連携を強化する。 ・発達支援コーディネーターと教育相談コーディネーターの連携の促進
推進の主体	小・中学校、幼稚園、認定こども園、保育所、市教育委員会

施策目標2 地域や学校と関係機関との連携(横の連携)

支援を必要とする児童生徒に対して適切な支援を行うため、地域や学校と関係機関とのより密接な連携を促進させます。

①関係機関と小・中学校との連携の促進

就学前から小・中学校在学中における児童生徒の教育的ニーズに迅速に対応できるよう、重層的支援体制整備事業に基づき、福祉総務課、地域共生課、こども家庭相談課や市民健康課、青少年課、生活福祉課、発達支援室や障害福祉課、児童相談所や鎌倉市基幹相談支援センターなどの福祉関係機関、その他医療機関等との既存のネットワークと学校をつなぎ、連携を促進します。

推進のポイント	関係機関と学校との連携の促進
令和9年度までの取組目標	・教育文化財部・他部局・関係機関とのネットワークと学校の教育相談コーディネーターの接続、切れ目ない支援
推進の主体	市教育委員会、市関係部署、関係機関、学校

②地域のインクルーシブ教育への理解の促進

インクルーシブ教育の理念や、特別支援教育に関する基本的な考え方が、保護者や地域にも広がるよう、地域の講座やコミュニティ・スクールの活用、かまくらっ子発達支援サポーター養成講座等の活用を通して理解を図ります。

推進のポイント	特別支援教育に関する地域への理解促進
令和9年度までの取組目標	・市民が参加できる公開講座の実施 ・かまくらっ子発達支援サポーターの育成と活用 ・インクルーシブ推進実践校の地域での取組やコミュニティ・スクールでの取組を通して、地域や保護者の理解促進
推進の主体	市教育委員会、市関係部署

第 4 章

用語解説・関係資料等

1 関係資料

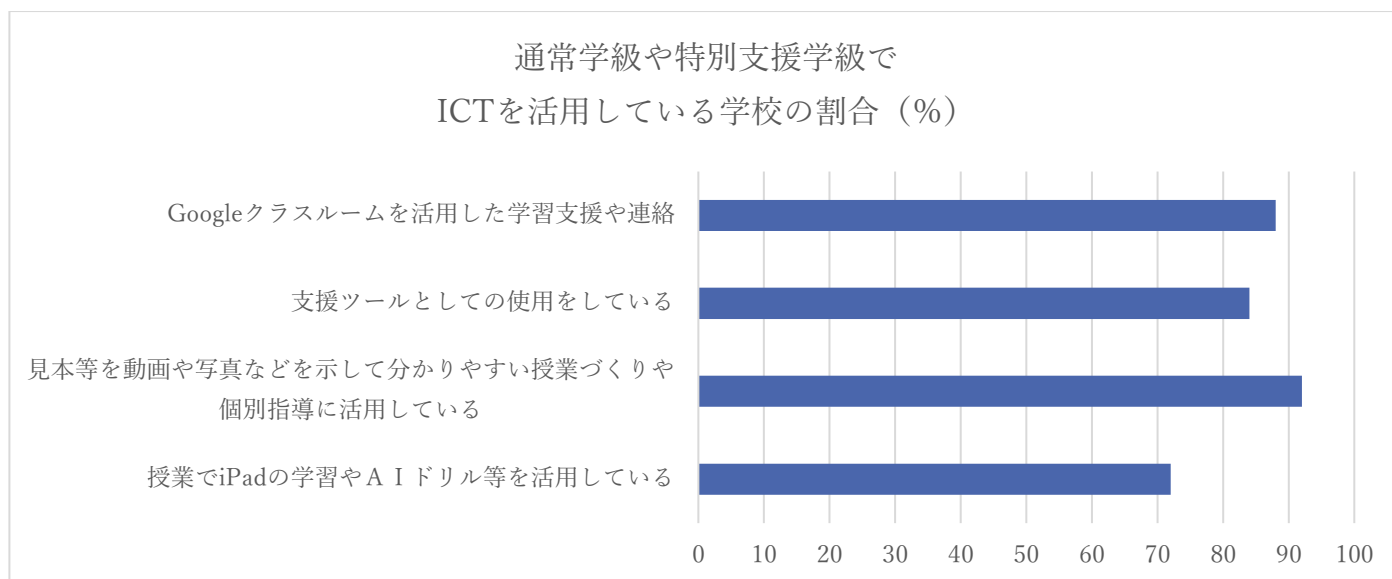
(資料1: 教育相談コーディネーター業務調査 P 18)

令和5年度(2023年度)に行った教育相談コーディネーター業務(複数回答)(校数/全校%)

令和5年度(2023年度)に行った教育相談コーディネーター業務を 全て選んでください(複数回答)(校数/全校%)	小	中	全体	令和2年度 (2020年度)
① ケース会議の開催	100.0	77.7	92.0	80.0
② 支援の必要な児童生徒の授業観察等による把握	93.8	66.6	84.0	68.0
③ 支援の必要な児童生徒の集約と校内の共有	100.0	100.0	100.0	88.0
④ 児童生徒支援に関する提出書類の作成	100.0	33.3	76.0	48.0
⑤ 支援策の検討、支援計画の作成	93.7	77.7	88.0	76.0
⑥ 支援策の役割分担と指示・評価・見直し	81.3	66.6	76.0	52.0
⑦ 支援スタッフ(SA・介助員等)のシフト作成	81.3	33.3	64.0	76.0
⑧ 支援シート作成のための面談	100.0	22.2	72.0	48.0
⑨ 不登校・登校しぶり・別室登校児童生徒への対応	100.0	88.8	96.0	56.0
⑩ 不登校・登校しぶり児童生徒保護者への対応	50.0	66.6	56.0	40.0
⑪ 児童生徒の指導(トラブル)に関する対応	75.0	44.4	64.0	44.0
⑫ 児童生徒の虐待に関する案件の対応	75.0	22.2	56.0	32.0
⑬ 転籍に関する保護者面接	75.0	22.2	56.0	24.0
⑭ 転籍に関する計画立案、手続	62.5	11.1	44.0	12.0
⑮ 保護者からの教育相談	93.8	66.6	84.0	40.0
⑯ スクールカウンセラー、教育相談員等との打ち合わせ、情報交換	100.0	77.7	92.0	84.0
⑰ 関係機関との連携窓口	37.5	77.7	52.0	52.0
⑱ 巡回相談員・特別支援学校地域支援依頼調整	62.5	55.5	60.0	32.0
⑲ 校内のインクルーシブ教育推進についての取組	56.3	44.4	52.0	16.0
⑳ 特別支援学級と通常学級の交流に関する取組	56.3	11.1	40.0	32.0
㉑ スクールアシスタント報告書・教育相談員報告書の確認、提出(小)	87.5	-	87.5	75.0

- 全体では、ケース会議の開催、支援の必要な児童生徒の集約と校内の共有、支援策の検討・支援計画の作成、スクールカウンセラー、教育相談員等との打ち合わせ、情報交換について、全体的に高い数字となっており、教育相談コーディネーターの役割として、認識されていることがわかる。
- 令和2年度の結果と比較すると、ほとんどの項目で取り組んだ学校の割合が高くなっており、教育相談コーディネーターの業務が、学校の実態に合わせたものへと改善されてきていると言える。⑦について、全体の割合が若干低くなっているのは、支援スタッフのシフト作成が児童支援専任教諭の校務分掌の一つとして、コーディネーター以外の教員が担うようになってきたためと考えられる。
- 中学校で実施率の低い項目のうち、「⑧支援シート作成のための面談」、「⑫児童生徒の虐待に関する案件の対応」については、担任教諭や生徒指導担当教諭が担う学校があることで低くなっていると考えられる。また、⑬⑭の転籍に関することについては、中学校での転籍数自体が少ないためと考えられる。
しかし、㉑の特別支援学級と通常学級の交流に関する取組については、中学校での特別支援学級から交流級への授業参加が難しい現状を表しており、今後個に応じた教育課程の充実させるために、改善に向けて取り組む必要がある。
- ㉑のスクールアシスタントについては、小学校のみに配置しているため、中学校では「-」となっている。
- 小学校では令和3年度から児童支援専任教諭の配置が始まり、その後補充非常勤講師の配置も進んできている。令和6年度(2024年度)には、全小学校に同じ時数を補充する後補充非常勤講師が配置された。それらの取組により、校内の支援体制や関係機関との連携、保護者対応が充実しつつあり、今後も取組の強化を目指していく。

全体的に、教育相談コーディネーターの業務範囲は広がりを見せ、児童生徒の支援体制や個に応じた教育課程の編成や支援が充実しつつあると言える。今後もさらなる支援の充実に向けて取組を継続・改善していきたい。



【活用の具体例】

- ・ カウンターやタイマーを使って時間や回数について視覚的に捉えて見通しをもつ
- ・ カメラ機能を使って、板書のノートテイキングの代替にする
- ・ カメラやスクリーンショットを用いて、大きく拡大して見る
- ・ 学習ソフトの国語や算数の練習問題を自分の学習進度に合わせて取り組む
- ・ 計算や漢字のアプリを使って習熟を図る
- ・ デジタル教科書を使って視覚的に分かりやすい資料の活用や自分に合わせた速さで読む練習をする
- ・ テンプレートや動画制作ソフトを活用して調べたことをまとめる
- ・ プログラミングソフトを使って遊びながらプログラミングについて学ぶ
- ・ UD トークなど、音声を言語化して視覚で捉えられるようにする

各教室に電子黒板が設置され、一人一台端末という学習環境が整備されたことによって、授業で ICT 機器を扱うことはごく当たり前のこととなった。授業をわかりやすくするために教員が使用するのはもちろんのこと、児童生徒自身が調べ学習、資料・原稿の作成、学習の習熟のために、ツールのひとつとして使いこなせるようになってきている。ICT 機器を使用することだけが、支援の手立てや個別最適な学びへつながるのではなく、その手段のひとつとして今後も効果的な活用が期待される。また、実際に体験したり、手書きや手作りで取り組んだりする学習も、児童生徒の教育的ニーズに応じて実施する必要がある、個に応じた教育課程の充実を図りたい。

通級指導教室在籍者数	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ことばの教室 (御成・富士塚・大船)	162	181	158	163	181	175
きこえの教室 (御成・大船)	3	1	5	5	5	5
つどいの教室 (深沢・今泉)	95	110	98	104	107	110

※平成28年度に、今泉小学校つどいの教室を開設して以来、つどいの教室利用者が急増。平成31年度に、新たに深沢小学校つどいの教室を開設。

【神奈川県内中学校通級指導教室設置状況】

	対象となる生徒	通級時間・形態	施設・設備	その他
A市	言語・難聴・自閉症・情緒障害・LD・ADHD、弱視 (知的遅れがない生徒)	週に1回から月に1回など個に応じた。	専用の教室を設置 1校あたり5000万程度の費用で4校に設置。	入級には、特別支援教育総合センター(教育委員会)での判定が必要。
B市	情緒面・人間関係・コミュニケーションの課題	授業時間内のみ 時間、曜日固定。週1回通級。 通級期間は最大2年間。	工事等せず空き教室をそのまま使用。	保護者、本人、学校の担任の合意形成ができていること。小学校の通級から継続している生徒と、中学校から新規の生徒がいる。
C市	情緒	1日通級。多くて月2回。 行事や授業に支障が出ないよう通級日を設定。	3校に設置。工事等せず空き教室をそのまま使用。そのうち1校は小学校と共同使用。	小学校は時間通級。中学校は、1日通級。小学校で言語の通級をしていた児童で継続の必要があるときは、中学校通級で言語指導も行う。
D市	言語・難聴・情緒・LD/ADHD	巡回型(2校に拠点) 曜日・時間固定。週1回～月1回(個に応じた)。	工事せず空き教室を使用 巡回先の学校でも空き教室を使用。	主に小学校時の通級指導のフォローアップ。中学校からの新規は少ない。各校に通級担当教諭がいて、受けられなかった授業の補完などを行う。
E市	情緒	小集団・個別。 保護者、通級担当者、在籍校で通級指導日。時間を相談。	特別支援教育センター内。	校内の判定・初回面談/専門部会・就学支援委員会での承認を経て入級。
F市	情緒	巡回型・個別 取り出し指導が授業でのサポート。週1～2回。SST(ソーシャルスキルトレーニング)、カウンセラー的な相談。	巡回先の校内別室。 使える教室を使用。	小学校時に通級指導教室に通室していた児童のうち、本人、保護者ともに中学校でも通級を希望し、なおかつ必要だと認められた者。
G市	情緒	個別・60～90分/回。 通級指導日、回数は相談。	子ども若者教育支援センター内。	
H市	言語	ろう学校へ通級する。	ろう学校内。	小学校で言語の通級指導を受けた生徒が対象。
I町	情緒	自校通級。		令和7年度に全小学校に設置し、令和8年度に全中学校に設置する予定。

【神奈川県立高等学校通級指導教室設置状況】

設置校	通級者	指導内容	通級方法	その他
県立保土谷高等学校 県立綾瀬西高等学校 県立生田東高等学校 県立修徳館高等学校 (通信制独立校)	自校のみ 自校・他校	「自立活動」 主に作業学習・農作業を通して社会性を育てる SSTなど。 学習補助ではない。	保護者から県教委へ・担任に相談・スクールカウンセラーやSSWから紹介のいずれかから、教室を見学して希望すれば県の検討委員会で審議し通級を承認。	・選択科目の一つとして単位認定するため、1年間単位で行う。 ・通級指導教室の担当教員は高等学校の教員が兼任する。

(資料4:通級指導教室についてのアンケート結果とそれに対する検討委員会の方針 p16)

- ①… 通級を利用したいと答えた中学校生徒のうち、「自校にあれば通いたい」が54%、「授業や部活を抜けてよいなら」が55%であり、自校で指導を受けることで移動時間をなくし、できるだけ授業を抜ける時間を減らせるようにする。
- ②… 小学校卒業時まで通級していた生徒について、中学校での課題として担当の教諭が挙げたものは「理解の課題」43%、「相手の気持ちの理解・集団参加の課題」30%、「提出物・荷物の整頓・生活面」29%、「学習に関する課題」21%であり、課題は様々であり、生徒によっては言語理解と情緒面等複数の課題があることなどがわかった。
- ③… 思春期の生徒にとって、人間関係等の悩みは個別的であり、通級していることも含めて周囲に知られたくないと感じている場合が少なくないため、基本的には個別指導とする。
- ④… 小学校通級指導教室から継続して通級する場合も、中学校から新たに通級する場合も、教育委員会の諮問機関である就学支援委員会に児童生徒の教育的ニーズや通級の必要性について諮った上で通級を承認する。そして、指導内容や経過について在籍級や小学校通級指導教室と十分な引継ぎを行う。

(資料5:令和7年度開設の鎌倉市中学校通級指導教室の概要 p28)

- ①大船中学校を拠点校とし、他の8つの中学校へ巡回して指導を行う（巡回型）
- ②言語の指導を中心に情緒、LD、ADHD等も含めた学校生活に関する教育的ニーズに対しての自立活動的指導を行う
- ③基本は週に1回、授業時間帯に1対1の個別指導で行う（生徒の教育的ニーズに合わせる）
- ④小学校通級指導教室から継続して通級する場合と中学校から新規で通級する場合がある

2 用語解説

支援教育 (神奈川県)	障害のある子どもたちを含め、全ての子どもたち一人ひとりがつもつ自らの力では解決できない困難なことを「教育的ニーズ」として捉え、それぞれの子どもに応じた働きかけをする教育。
特別支援教育	障害のある児童生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う教育。
特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として教育を行う学校。(学校教育法第72条) 鎌倉市では、県立鎌倉養護学校、県立藤沢養護学校が学区として指定されている。
通級指導教室	通級指導教室とは、通常学級に在籍する児童に対し、個に応じて必要な指導を受けることができる教室。定期的に通級指導教室に通って、言葉や聞こえ、情緒といった課題に対しての指導を受ける。鎌倉市では、ことばの教室、きこえの教室、つどいの教室がある。
ソーシャルスキル トレーニング(SST) Social Skills Training	「社会生活技能訓練」や「生活技能訓練」、「スキル教育」とも呼ばれている。対人関係を中心とする社会性や集団行動でのルールやマナーを身に付けるトレーニング。鎌倉市では、つどいの教室(情緒通級指導教室)の指導のひとつとして行われている。
教育相談 コーディネーター (神奈川県)	子どもの困っている状況への気付きから支援までをスムーズにつなげるための中心的存在。ニーズの把握に始まり、ケース会議等を通して情報を共有し、チームとして効果的に関わられるようコーディネートしていく役割を担う。状況によって関係機関との連携も行いながら、より良い支援につなげる。 ※「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」神奈川県総合教育センター (令和3年3月)
インクルーシブ 教育システム Inclusive Education System	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳:教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。 ※「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月
合理的配慮	「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。 ※「中央教育審議会＞初等中等教育分科会＞特別支援教育の在り方に関する特別委員会(第3回)」
スクール カウンセラー (SC)	教育相談体制を整備することを目的に、学校へ配置されている心理の専門家のことをいう。その主な業務は次のようなものである。 ○ 児童生徒に対する相談・助言 ○ 保護者に対する相談・助言 ○ 教職員に対するコンサルテーション ○ 児童生徒に関するアセスメント ○ 緊急時の対応 ○ 心理に関する研修等の実施 ○ 学校課題への対応(不登校・いじめ・暴力行為等への対応等) ○ 校内教育相談体制についての助言 ※「スクールカウンセラー業務ガイドライン」平成21年12月神奈川県教育委員会
スクール ソーシャルワーカー(SSW)	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく専門職。概ね次の業務を行う。 (1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ (2) 関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整 (3) 学校内におけるチーム支援体制構築の支援 (4) 保護者、教職員等に対する支援や相談、情報提供 (5) 教職員等への研修活動 等 (https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/socialworker.html 令和6年10月25日取得)
小1 プロブレム	入学したばかりの小学校1年生が小学校入学直後、遊びから学びに生活の中心が変わり、幼児教育から小学校教育へ指導が変化する段階を乗り越えられないために起こる問題のこと。学校生活に適応できず、指示に従わない、集団行動ができない、授業中静かにすることができない、話を聞かない、授業中勝手に歩き回る、教室から出て行ってしまふなどの状態が数ヶ月継続する状態。
ケース会議	学校生活において、支援や特別な指導が必要な児童生徒に対して、それぞれの教育的ニーズについての共通理解を図り、メンバー全員で役割分担を行い、それぞれの専門性を生かしながら、具体的な支援策を出し合い、校内や家庭での支援ができるよう話し合う会議。

個別の支援計画・ 個別的教育支援計画	障害のある子どもや、支援のニーズがある子ども、一人ひとりについての乳幼児期から学校卒業後まで一貫した長期的支援を行うため、保護者の意見を聴き、関係機関が連携しながら作成する支援の計画。「個別の支援計画」のうち、学校など教育機関が中心となって策定した学齢期の計画を「個別的教育支援計画」という。
支援シート (個別の支援計画)	「個別の(教育)支援計画」を作成する際に神奈川県内で使用する統一した書式。子どもにかかわる教職員・本人・保護者と共に、ライフステージに沿った継続的な支援を目的に作成する支援シートⅠと関連機関による支援が必要でケース会議が開かれるような場合に作成する支援シートⅡ がある。 ※「始めましょう!『個別の支援計画』より
個別の指導計画	「個別の指導計画」とは、指導を行うためのきめ細かい計画であり、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等、一定期間ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。※文部科学省ホームページ
ユニバーサルデザイン Universal Design/UD	文化・言語・国籍や年齢・性別等の違い、障害の有無を問わず、すべての人が利用できることを目指した使いやすい設備・製品・情報・環境などのデザインのこと。
教育的ニーズ	教育上児童生徒が必要とする配慮や支援、または、学校教育で伸ばしていきたい力のために必要な環境等。
就学相談	特別支援学校や特別支援学級への就学・転学に関する相談。
就学支援委員会	特別支援学校や特別支援学級への就学・転学・転籍を希望している児童生徒それぞれの教育的ニーズに合った教育の場を検討する、医療や心理の専門家、特別支援学校教員、小・中学校教職員等で構成された委員会。
就学前(就学時)検診	小学校入学前の子どもに対しての健康診断。
ICT機器 Information Communication and Technology	情報通信技術。一般的には、コンピューターやインターネット等のデジタル機器のことを指す。ICT機器を使うことで児童生徒の苦手なことや不自由さを補い、持てる力を最大限に引き出す指導が期待できる。
医療的ケア	「医療的ケア」とは、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。医師免許、看護師免許等を持つ者、または、認定特定行為業務従事者として都道府県知事の認定を受けた者以外は医療的ケアを行なうことはできない。小・中学校において医療的ケアを行う場合は、看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教員等がバックアップする体制が望ましいとされている。
不登校	学校に登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあることをいうが、その要因・背景は多様で、中には、怠学や登校しぶりなどもあり、児童・生徒指導の一環として考えられてきた。しかし、心因性の不適応などによってバランスを崩し、朝になると体調が不調になるなど、様々な神経症状によって学校に行けないケースもある。
言語障害	話し方や発音などにおいて、コミュニケーションに支障をきたすことがあり、聞き手に話の内容が理解されにくく、そのために社会生活を送る上で困難がある状態。 言語障害には、構音障害、吃音、言語発達の遅れ、音声障害等がある。このうち、構音障害とは、その地域の同年齢の子どもたちができる発音が正しくできないために、聞き手に話の内容が理解されにくい状態で、他の音で置き換えたり、子音を省略したり、「ひずみ音」になったりすること等である。障害の原因は様々であるが、特に口蓋裂や難聴が原因の場合には、医療との密接な連携が必要である。また、他人の話し方との違いを意識するあまり、人前に出ることを避けるようになることや、話さなくなることもあるため、言葉の機能の改善とともに心理面での援助も必要になる。
視覚障害	眼球や視神経、又は大脳の視覚中枢などの障害により視力の低下や視野の偏り等、見る機能が不自由である場合や不可能な状態。両眼の矯正視力が おおむね0.3未満の子どもたちには、教育上特別な配慮が必要となる。拡大鏡等を使用しても通常の文字、図形等を視覚的に認識するのが不可能又は、著しく困難な場合を「盲者」としている。そして、困難な場合は「弱視者」とされ、「弱視者」の場合は、視力を活用した教育が環境等を整えることで可能になるといえる。
聴覚障害	耳の機能、聴神経、聴覚中枢等の機能的な原因のため、聞く力が不十分(難聴)であったり、聞こえなかったりする状態(聾=ろう)。聞こえの程度は聴力レベルで示し、デシベル(dB)という単位で表す。一般にオーディオメーターを使用して検査測定するが、その数値が大きいほど聴力損失が大きく、聞こえにくい状態を示す。両耳の聴力レベルがおおむね60dB以上で、補聴器等を使っても通常の話声を理解することが不可能又は著しく困難な場合、「ろう者」という。音や言葉は、外耳、中耳、内耳、聴神経、大脳の聴覚中枢の順に經由して受容されるが、これらのうちどこに障害が起きても、音や言葉は伝わりにくくなる。このうち、外耳から中耳までの間のどこかに障害のあるものを「伝音性難聴」といい、内耳から脳までの間に障害があるものを「感音性難聴」、両方の障害があるものを「混合性難聴」という。
情緒障害	情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態が、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態。他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である、心理的な要因による選択性緘黙がある等、社会生活への適応の支障となる。選択性緘黙は、一般に発声器官・機能的な障害がないのに、心理的な要因により、特定の状況で音声や言葉を出せず、支障のある状態。
肢体不自由	大脳の運動中枢や神経、あるいは筋肉、骨・関節などの諸器官が損傷を受け、四肢あるいは体幹に運動機能の障害が生じ、補装具を使っても歩行や筆記など日常生活に必要な基本的な動作が不可能あるいは難しい状態。また、常に医学的観察指導が必要な状態も含む。 原因となる疾患は脳性まひ(Cerebral Palsy)、進行性筋ジストロフィー症等、中枢神経を含めた神経や筋肉が損傷を受けるもの、先天性股関節脱臼、骨形成不全症、骨・関節結核、ペルテス病、脊柱側弯症、二分脊椎、骨や関節に

肢体不自由	損傷を受けたものなど、様々である。しかし、ポリオのように予防ワクチンの活用や公衆衛生制度の確立などにより激減した疾患も多く、現在の特別支援学校の肢体不自由教育部門等では、脳性まひや脳障害の後遺症による肢体不自由児が大半を占めている。脳性まひとは、受胎から新生児期までに大脳に非進行性の病変が生じることによる運動・動作の不自由をいう。随意動作がうまくできなかつたり、不随意の運動が起こったり、筋緊張の高まりがみられたりする。脳の病変の位置によっては、感覚・認知面等の障害があることもある。
病弱・身体虚弱	病弱とは、病気が慢性的で長期にわたる見込みのもので、その間、医療又は健康状態の維持・改善等を図るために、病院に入院しての治療や、身体活動、食事等について制限を行う等の生活規制を、継続的に必要とする状態のことをいう。こうした障害の状態の子どもたちの病気の種類としては、気管支喘息、腎炎・ネフローゼなどの腎臓病、肥満、精神疾患、悪性新生物、小児アレルギー等、多様化している。 また、身体虚弱とは、先天的、後天的な種々の原因により身体機能が低下して、病気に対する抵抗力を失ったり、こうした現象を起こしやすい状態になるために、継続して生活規制を必要とする状態をいう。
神経発達症群 (発達障害)	発達期に発症する一群の疾患である。典型的には発達期早期、しばしば小・中学校入学前に明らかとなり、個人的、社会的、学業、または職業における機能の障害を引き起こす発達の欠陥により特徴づけられる。神経発達症群には、知的能力障害群、コミュニケーション症群、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、限局性学習症、運動症群等がある。
限局性学習症 Specific Learning Disorder／SLD (学習障害／LD)	本質的な特長として、長年にわたる正規の学校教育期間(すなわち、発達期)中に始まり、基本となる学業的技能を学習することの持続的な困難さがあげられる。基本的な学業的技能としては、単語を正確かつ流暢に読むこと、読解力、書字表出および綴字、算数の計算、そして数学的推理(数学的問題を解くこと)が含まれる。これは、学習機会の不足または不適切な教育の結果ではない。学習困難は持続的であって、一時的なものではない。小児期や思春期の子どもにおいて“持続的”とは、家庭や学校で特別な援助を提供されたにもかかわらず、学習における進捗が6カ月以上制限されていること(すなわち、その人が同級生に追いついていない証拠がないこと)と定義される。
注意欠如・多動症 ADHD Attention-Deficit Hyperactivity -Disorder (注意欠陥・多動性障害)	注意欠如・多動症は12歳になる前から出現し、少なくとも6カ月以上持続する。基本的特徴は、機能または発達を妨げるほどの、不注意と多動性・衝動性、またそのいずれかの持続的な様式。不注意は、課題から気がそれること、忍耐の欠如、集中し続けることの困難、及びまとまりのないこととして、注意欠如・多動症で行動的に明らかになるが、それらは反抗や理解力の欠如のためではない。多動性は、不適切な場面での(走り回る子どもといった)過剰な運動活動性、過剰にそわそわすること、過剰にトントン叩くこと、またはしゃべり過ぎることを指す。衝動性とは事前に見通しを立てることなく即座に行われる、及び自分に害となる可能性の高い性急な行動(例:注意せず道に飛び出す)のことである。
自閉スペクトラム症 ASD Autism Spectrum Disorder (自閉症、 広汎性発達障害、 アスペルガー症候群、 自閉症スペクトラム、高機能 自閉症)	DSM-5では、広汎性発達障害が、自閉スペクトラム症に変更された。診断基準の主な柱は次のとおりである。 (1)持続する相互的な社会的コミュニケーションや対人的相互反応の障害 (2)限定された反復的な行動、興味、または活動 これらの症状は幼児期早期から認められ、日々の活動を制限するか障害するものとしている。機能的な障害が明らかとなる局面は、個々の特性や環境によって異なる。主要な診断的特徴は発達期の間に明らかとなるが、治療的介入、代償、及び現在受けている支援によって、少なくともいくつかの状況ではその困難さが隠されているかもしれない。 障害の徴候もまた、自閉症状の重症度、発達段階、暦年齢によって大きく変化するので、スペクトラムという単語で表現される。自閉スペクトラム症は、以前には早期幼児自閉症、小児自閉症、カナリー型自閉症、高機能自閉症、非定型自閉症、特定不能の広汎性発達障害、小児期崩壊性障害、およびアスペルガー障害と呼ばれていた障害を包括している。
知的能力障害 (知的障害)	発達期に発症し、全般的知能の欠陥と、個人の年齢、性別、及び社会文化的背景が同等の仲間達と比べて、日常の適応機能が障害されること。 必要とされる支援のレベルを決めるのは適応機能であるため、重症度のレベルはそれぞれIQの値ではなく適応機能に基づいて定義される。
児童支援専任教諭	鎌倉市立小学校で児童支援・指導を学校の中心となつて行う教員。支援を必要とする児童の支援や保護者相談を行い、教職員や支援員の連携を図る。児童支援専任教諭が業務にあたる時間を確保するため、鎌倉市では後補充非常勤講師を小学校に配置し、校内支援体制の整備・充実を図っている。
生徒指導担当教諭	鎌倉市立中学校で、生徒の指導や支援を学校の中心となつて計画的・継続的に行う教員。生徒指導に関する専門的な知識をもち、生徒の対応や教職員の連携促進を行う。いじめの防止や不登校対策等の推進をはじめ、必要に応じて保護者との相談や関係機関との連携を行う。
教育支援教室「ひだまり」	市内在住の不登校の小・中学生を対象に、在籍校と連携をとりながら、学習支援や相談、小集団活動などを通して、学校生活や社会生活において自分の力を発揮できるように支援する教室。
かまくらULTLAプログラム	不登校、あるいは休みがちになっているなど学校に通うのがつらいと感じている子どもに向けた学習プログラム。児童生徒が自分自身の特性や学び方を知る『アセスメント』と、自分らしい学び方を試す『探求プログラム』を通じて、自信と意欲をもって自分らしく学んでいく力を育むプログラムとなっている。
由比ガ浜中学校	文部科学省が指定する『学びの多様化学校(不登校特例校)』として鎌倉市が令和7年4月に開校する、不登校の生徒に配慮した特別的教育課程を編成・実施する中学校。一般の中学校より授業時数を減らし、少人数の中で自分のペースで学ぶことができる学校を目指している。

校内フリースペース	自分のクラスに入りづらい子どもたちが、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる学校内の居場所。子どもたちの学習支援を行う支援員(まなびばサポーター)を配置し、子どもたちが安心して過ごしながら心のエネルギーを充電できる「とまり木」のような空間を目指している。令和6～8年度で鎌倉市立全小・中学校に整備する。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
重層的支援体制整備事業	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第106条の4第2項に基づき、市町村(特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。)において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とする事業。
発達支援コーディネーター	支援を必要とするお子さんが所属する集団で必要なサポートが受けられるよう、保育所等において施設長等の任命を受け、市が指定する研修を修了した発達支援の取り組みの中心となって活動する職員のこと。園により活動内容は異なるが、主な役割は「担任支援、保護者支援、園内ケース会議開催の推進、関係機関との連携、園内の理解啓発」である。
かまくらっ子 発達支援サポーター	市では、支援が必要なお子さんとその家族が地域で生き生きと生活できる共生社会の実現に向けて、地域の身近な支援者を養成するための、かまくらっ子発達支援サポーター養成講座を実施し、受講修了者は全員サポーターの認定をしている。なお、現場での活動を希望されたサポーターに対し、市が令和5年度から会計年度任用職員として採用し、鎌倉市立小・中学校、市内の私立幼稚園、保育所等に在籍する特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に、生活面・安全面の介助等、現場での活動を行っている。

※「精神疾患の診断・統計マニュアル第5版」(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders、Fifth Edition 略称:DSM-5)より抜粋

※「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」(神奈川県立総合教育センター平成30年(2018年)3月)

3 関係する計画・プラン・大綱など

【鎌倉市教育大綱】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、鎌倉市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたものです。

現在は令和2年度から令和6年度までの5年間を対象の期間とし、必要に応じて見直しを行うものとしています。この大綱に基づき、市と教育委員会がより一層、相互に協力・連携して教育、学術及び文化の振興を図ります。

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kyouiku/kyouiku/documents/kyoikutaiko2.pdf>

【かまくら教育プラン】

鎌倉市の学校教育についての5つの基本方針と各方針の目標を定めた、平成16年(2004年)に策定したプランです。子どもたちが安心と安全が保たれた社会環境と学習環境のもとで、仲良く楽しく自主的に学び、想像力を磨き、克己心を養い、夢や希望をもって、民主社会の一員としての自覚を高め、伸び伸びと健やかに成長できるように導くことを目指しています。

他に頼らず自分ひとりの力で行う「自立」の精神と、自分で自分の行動を規制する「自律」の精神を、成長とともに体得させ、その過程で子どもたちが共に生きる大切さを知り、互いの人権を尊重し合い周囲と協調すること、障害のある人もない人も助け合って共に生きること、自然や生き物と共存すること等の「共生」する心を養うよう指導することを理念としています。

平成23年(2011年)3月には、学習指導要領改訂に伴う一部見直しを行い、改訂しました。

https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kyoplan/plan_sakutei.html

【障害者福祉計画】

鎌倉市障害者福祉計画は、障害者基本法に基づく「鎌倉市障害者基本計画」と障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「鎌倉市障害福祉サービス計画」で構成されています。「鎌倉市障害者基本計画」は、福祉だけでなく、保健医療、教育、就労雇用など、広い分野にわたって鎌倉市の障害者施策の総合的な展開、推進を図るための計画として位置付けられています。

「鎌倉市障害福祉サービス計画(鎌倉市児童福祉計画を含む)」は、「鎌倉市障害者基本計画」の中で、福祉・生活支援の施策となっている障害福祉サービスの給付等に関して、具体的な成果目標や見込量等を設定しているものです。

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syougaijisha/keikakusho1.html>

【鎌倉市子ども子育てきらきらプラン】

次代を担う子どもたちが夢をもって健やかに育ち、親が安心して子育てができる鎌倉の実現を目指し、平成22年(2010年)3月に『鎌倉市次世代育成きらきらプラン(後期計画)』を策定して、「子どもが健やかに育つまち子育ての喜びが実感できるまち子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念とした子育て支援を推進してきました。

平成24年度に国が定めた子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度(2015年度)から子ども・子育て支援新制度が開始されました。そこで、「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」の理念を継承し、子どもの健やかな成長、子育ての支援のための施策を推進していく新たなプランとして、『鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう!～』が策定されました。現在は令和2年3月に計画を改定し、第2期として令和2年度から令和6年度までを計画期間としています。

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kodomokyoku/kodomokosodatekirakira.html>

【鎌倉市地域福祉計画】

鎌倉市では、令和2年度から令和7年度までの6年間における地域福祉を推進するための指針として、令和2(2020年)年3月に「鎌倉市地域福祉計画」を策定しました。

本計画は、『お互いを尊重し、支え合いながら、ともに活きるまち かまくら』をめざして、5つの基本目標、10の施策、31種に分類された203の取組で構成されています。

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/fukushi/documents/suishinnjyoukyouhoukokusho.pdf>

4 条約等の抜粋

【障害者の権利に関する条約 第二十四条 教育】

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

※「障害者の権利に関する条約」平成26年2月効力発生 外務省

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(抜粋)】

- 第一章総則
(目的)
- 第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
- (中略)
- (国民の責務)
- 第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。
(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)
- 第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(内閣府)平成25年(2013年)6月

【鎌倉市共生社会の実現を目指す条例】 P3 参照

【中央教育審議会初等中等教育分科会による報告(平成24年(2012年)7月)】

中央教育審議会初等中等教育分科会により、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が示されました。同報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」

(平成 24 年7月 抜粋)

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの、学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。
- ① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- ② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- ③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

5 鎌倉市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市の小・中学校における特別支援教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、特別支援教育推進計画を策定するにあたり、必要な事項を検討協議する鎌倉市特別支援教育推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 策定委員会の委員は、10人とし、教育文化財部長、教育文化財部次長（特別支援教育についての事項を所管する次長）、地域共生課長、保育課長、発達支援室長、こども家庭相談課長、障害福祉課長、特別支援学級設置小学校長、特別支援学級設置中学校長、県立鎌倉支援学校地域支援担当の各代表1人とする。

(委員長等)

第3条 策定委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長は、教育文化財部長がこれを務め、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、教育文化財部次長（特別支援教育についての事項を所管する次長）がこれを務め、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(1) 策定委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(2) 委員長は必要に応じ、関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、策定委員会の所掌事務を所管する課において処理する。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年7月8日から施行する。

6 鎌倉市特別支援教育推進計画策定委員会スケジュール

時期	内容
令和6年(2024年)8月27日	第1回第Ⅲ期鎌倉市特別支援教育推進計画策定委員会の開催 計画の概要、策定スケジュールについて
令和6年(2024年)10月17日	第2回第Ⅲ期鎌倉市特別支援教育推進計画策定委員会の開催 素案検討
令和6年(2024年) 11月～12月初旬	素案完成 校長会・関係機関等からの意見集約
令和6年(2024年)12月16日 ～令和7年(2025年)1月14日	パブリックコメント実施
令和7年(2025年)1月28日	第3回第Ⅲ期鎌倉市特別支援教育推進計画策定委員会の開催 計画(案)検討(パブリックコメント等の反映について検討)
令和7年(2025年)1月中旬～	パブリックコメントの反映について検討 計画(案)の完成
令和7年(2025年)2月	教育委員会、教育福祉常任委員会での報告
令和7年(2025年)3月	第Ⅲ期 計画策定
令和7年(2025年)4月～	第Ⅲ期 計画実施

7 平和都市宣言、鎌倉市民憲章

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和 33 年8月 10 日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

(制定昭和 48 年 11 月 3 日)

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

第Ⅲ期鎌倉市特別支援教育推進計画

令和7年(2025年) 3月発行

発行:鎌倉市教育委員会

編集:教育文化財部教育指導課

鎌倉市御成町 18-10

電話:0467-61-3812

FAX:0467-24-5569